

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、いずれも平成30年9月11日付けの保護変更決定通知書により行った、各保護変更決定処分について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件各処分の違法性、不当性を主張している。

- 1 本件改定後の生活保護基準により、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされた。よって、本件処分は憲法25条及び法1条、3条に違反する。
- 2(1) 昭和59年から現在に至るまで、生活保護基準の検証方式は、中央社会福祉審議会の具申を受けた消費水準均衡方式である。これは生活保護受給世帯の消費水準を「一般国民の消費水準との均衡上ほぼ妥当な水準」とし、その均衡（格差）をそのまま維持せよとの意見具申したのを受けたものであった。消費水準均衡方式は、平均的一般世帯（一般的勤労世帯）と低所得世帯（第1・五分位と

第2・五分位)を被保護世帯の比較対象とするものであり、平均的一般世帯(一般的勤労世帯)の消費水準の6～7割で生活保護基準を均衡させようというものであった。

しかし、今回の引下げは、所得の最下位である第1・十分位(下位10%)の消費支出に生活扶助基準を合わせるというものであるから、現行の改定方式である消費水準均衡方式を逸脱している。

(2) また、生活保護基準部会は、基準引下げを明言せず、むしろ様々な視点から安易な引下げにくぎを刺していたにもかかわらず、本件引下げはそのような指摘を顧みずに行われている。

(3) さらに、平成25年生活保護基準引下げの際、厚生労働大臣は、生活扶助相当CPIという数値を用いて、平成20年から平成23年の間の物価が4.78%下がったことを根拠として、生活保護基準を引き下げているが、本件引下げに当たって、同じくCPIを用いて平成23年から平成28年の間の物価動向を見ると5.2%も上がっている。

厚生労働大臣が、首尾一貫した考え方で生活保護基準を設定するのであれば、平成25年の時と同様に、平成23年以降の物価動向を考慮した上で、生活保護基準を決めなければならないはずである。

しかし、厚生労働大臣は、このような物価上昇について何らの考慮も行っておらず、首尾一貫性を欠く恣意的な基準の改定と言わざるを得ない。

(4) 以上のとおり、厚生労働大臣の裁量を逸脱した基準引下げ告示に基づく本件処分は、法8条2項に違反し、違法であるから取り消されるべきである。

3 第1・十分位層の消費水準との比較という不適正な方法によって改定された保護基準が不当であることは明らかであるから、本件処分は取り消されるべきである。

そして、審査庁は、処分庁に対し、適正な方法によって設定された

生活保護基準に基づく保護変更処分をすべき旨を命ずるべきである
(行政不服審査法46条2項1号)。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定
を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 4月 7日	諮問
令和 2年 7月 17日	審議 (第44回第2部会)
令和 2年 8月 7日	審議 (第45回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結
果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その
利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活
の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定め
る基準(保護基準)により測定した要保護者の需要を基とし、その
うち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う
程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、
保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類
ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決
定されるものである。

(2) 職権による保護の変更について

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法 61 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 次官通知について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされ、また、次官通知の第 8・3（認定指針）・(1)（就労に伴う収入）・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表（月額）」の額。なお、同表において、収入金額別区分が 0～15,000 円（1 人目）の場合、基礎控除額はその全額である。）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

また、次官通知の第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

(5) 局長通知について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・2・(8)によれば、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった場合は、（略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）」とされている。

(6) なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 以下、本件各処分について検討する。

(1) 本件処分1は、処分庁が、本件申告書1による収入申告5,739円及び本件申告書3の保険解約返戻金9,800円については、いずれも請求人の同年8月分の収入であるとした上で、次官通知及び局長通知に基づき、本件申告書1による収入申告5,739円については、その全額を必要経費とし、また、本件申告書3の保険解約返戻金9,800円については、8,000円を控除した後の1,800円を同月分の収入と認定することを決定し、本件処分1通知書により、請求人にこの旨通知したものと認められる。

(2) 本件処分2は、処分庁が、本件申告書2による収入申告14,7

97円及び本件申告書3の敷金返戻金47,000円については、いずれも請求人の同年9月分の収入であるとした上で、次官通知及び局長通知に基づき、本件申告書2による収入申告14,797円については、その全額を必要経費とし、また、本件申告書3の明け渡し協力金（家電リサイクル料）については、その全額を請求人の必要経費とし、また、同申告書の敷金返戻金47,000円については、8,000円を控除した後の39,000円を同月分の収入と認定することを決定し、請求人から請求のあった移送費及び医療移送費の支給と併せて、本件処分2通知書により、請求人にこの旨通知したものと認められる。

(3) 本件処分3は、処分庁が、請求人の同年9月分の給与収入について、局長通知に基づき本件申告書2による収入申告14,797円により、仮認定するとともに、本件転宅後の住宅扶助を計上することにより、前回処分の変更を決定し、本件処分3通知書により、請求人にこの旨通知したものと認められる。

(4) そして、処分庁が請求人に送付した、本件処分1通知書及び本件処分2通知書の各別紙である「過払金収入充当通知書」によれば、過払金収入充当額については、同各通知の過払金の計である「30,630円」、収入充当予定月は「平成30年10月」であるとされていたこと。

(5) そうすると、本件各処分は、いずれも、上記1の法令等の規定及び本件改定後の保護基準に則って適正になされており、違算等も認められないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

また、前回処分についても、上記1の法令等の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、違算等も認められないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張するが、2に述べたとおり、本件各処分は、本件改定後の保護基準に基づき前回処分がなされたところ、請求人から本件各収入申告書がそれぞれ提出されたことに伴

い、処分庁により行われた各保護変更決定処分であると認められ、また、いずれの処分についても上記1の法令等に従って適正になされており、かつ、違算等の事実もないものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には、理由がないというほかない。

なお、請求人は、本件改定の違法、不当をるる主張し、本件各処分の取消理由としているが、本件各処分は、いずれも本件改定に伴うものとは認められないから、これらの主張を取り上げることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件各処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来